

令和4年生駒市農業委員会10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年10月12日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 田所 智
傍聴者 1 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第53条第14号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 生駒市農業祭予定表(案)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 1名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～17の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、奈良交通たんだ橋バス停の北西約500mのところに位置する高山町地内の農地合計17筆

申請理由について

本申請については、この後報告案件にあるが、平成30年に譲渡人と基盤法による使用貸借契約を6筆結ばれていた。契約期間の5年満了前に契約を解約することとなったが、さらに譲渡人の所有する農地を譲受人に所有権移転する事となり、それを目的とした申請となる。

譲受人はこの農地を借入後、ハウスを建てブドウを栽培しており、今回の農地の拡大に伴い大規模なブドウ栽培を行おうとされている。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、現在の耕作面積が約60アールであり、20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.18～19の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、奈良交通東庄田バス停より北に約100m、庄田公民館の西隣に位置する高山町地内の農地2筆

申請理由について

譲渡人は遠方に住んでおり、近隣の方がお手伝いされていたが、今回、譲受人となる方が、譲渡人の農地を所有権移転することとなった次第である。

要件について

譲受人は、耕作に必要最低限の農機具等については、自ら購入している。また農地取得の下限面積要件についてだが、今回取得する面積が20アール以上あるため、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

また当日新規就農者面談を行っており、奈良市にお住まいで、何かあればご家族や知人がお手伝いしていただけるようである。過去にご自身で稲作等の経験はあるが、今回のブルーベリー栽培については、滋賀県の農家で勉強されており、アドバイスをいただきながら約1年間栽培されている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1～17)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。
- 議長 議案第1号(No.18～19)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 この案件については昨年、農地についてのヒアリングを行った。今年もう一度事務局から説明を受け、今年1年間すでにブルーベリーを作業委託して栽培していた。だいぶ大きくなってきて4年ほどすると成木になって収穫できる状態になると思う。本人も新規就農者としてやってくれると思うので、ご審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.1～17だが、これだけの面積があり今はハウスがあるということだが、造成などをして整地しているのか？それとも現状のままハウスを建てているのか？
- 補佐 ハウスの方はもともと現状の農地の上に建てている。借りてから造成等は行っていない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
- 議長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

No.1～8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、たかやまこども園東約600mのところに位置する高山町地内の農地8筆

申請理由について

賃貸人たちは、以前賃貸借により本農地をイチゴ農家に貸し付けていたが、本年8月に契約が解約となった。その後、老朽化した施設はそのままで今回、賃借人が借受けることとなった。なおこの施設を改修したのち、イチゴを栽培する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるため、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、奈良交通高船口バス停より北約150mのところに位置する高山町地内の農地1筆

申請理由について

使用貸人と使用借人は兄弟であり、兄の農地を弟が借りる形となる。使用借人は自宅近くの農地を購入するにあたり、住所地の精華町では下限面積要件は3反要件となっており、本人の所有する農地を足しても3反には届かないため、今回、本農地を使用貸借により借受け、3反を超える事を目的として使用貸借を結ぶこととなったものである。なお引続き水稻を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるため、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.10～16の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、光明中学校を挟んで南に小明町2筆、北に南田原町5筆の合計7筆

申請理由について

使用貸人は高齢であり、多くの農地を所有し、農地を維持するのが精一杯だった。

また使用借人は近隣のいちご農家だが、いちご以外であまり手のかからない作物を作付けたいと思っており、今回、本農地を使用貸借により借受ける事となった。なおこの農地で

は、果樹と野菜を作付けされることとなっている。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるため、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しており、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第3号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号 「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号 「農地転用許可について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。なお、この報告は後に出てくる報告第3号に伴うものである。

報告第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、過去に交わされていた農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定による農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、報告しているものである。平成29年12月および平成30年7月から本農地を借りていた使用借人による使用貸借契約が解除されたものである。この6筆は議案第1号でご審議いただいた売買に係るものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～6については地図番号(6)で、往馬大社の東南東約250mのところの位置する中菜畑2丁目地内の農地である。住宅用地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要だが、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定を設けている。

この53条の第14号で、認定電気事業者が有線電気通信のための線路、空中線、支柱、中継施設、道路、敷地等を利用する目的の転用を定めており、許可が必要ではないということになる。具体的には事業者が県と協議をする中で、転用事業を進めることが可能となる。

No.1及び2については地図番号(7)であり、大門町集会所バス停から西に約150mのところの位置する大門町地内の農地1筆の一部が2カ所ある。

県と事業者との協議があり、通信設備として基地局増設工事を目的とした永久転用の通知があったことと、それに伴う工事用進入路の届けがあったことを報告するものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～3については、過去に転用手続きがあり宅地として利用してきた農地である。No.4については昭和40年代から宅地として利用してきた農地である。

報告第6号「農地転用許可について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 貸付希望農地6地区1件を紹介

○議長 農業者年金加入推進特別研修会の報告について委員に依頼

○委員 今月5日、桜井市にある奈良県農業研究開発センターにて令和4年度農業者年金加入推進特別研修会が開催された。1人でも多くの方に加入をと勧められたが、なかなか難しい。新規就農者などにできるだけ声をかけていただきたい。

○議長 農業者年金については、生駒市では対象となる農業者は少ないと思うが、対象となる方がおられたら、事務局までご連絡をお願いしたい。

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 先月の9月19日に農園見学会を予定していたが、台風の影響で延期している。予定では11月23日の祝日で調整しようと思っている。

○主幹 なら農業委員会女性委員の会の現地視察研修会が10月24日にあるので参加していただきたい。

○主幹 11月5日、6日に農業祭を開催する予定のため、参加していただきたい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和4年11月11日(金)午後2時 401・402 会議室

現地調査 令和4年11月7日(月)

11月4日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番

議席番号 2 番

議席番号 3 番
